

那須塩原市 令和6年4月4日採水分 水道水放射性物質測定結果

(単位:Bq/kg)
下段括弧書きは検出限界値

採水場所	放射性セシウム		水 源
	Cs-134	Cs-137	
鳥野目浄水場(東原)	検出されず (0.7)	検出されず (0.8)	那珂川
千本松浄水場(千本松)	検出されず (0.7)	検出されず (0.9)	那珂川
穴沢浄水場(百村)	検出されず (0.9)	検出されず (1.0)	木の俣川
要害浄水場(上塩原)	検出されず (1.0)	検出されず (0.7)	篤川系ウトウ沢
宇都野配水池(宇都野)	検出されず (0.9)	検出されず (0.9)	浅井戸
金沢下配水池(金沢)	検出されず (0.9)	検出されず (0.9)	湧水
関谷配水池(関谷)	検出されず (1.0)	検出されず (1.0)	湧水
新湯配水池(湯本塩原)	検出されず (0.7)	検出されず (0.7)	湧水
中山配水場(上塩原)	検出されず (0.9)	検出されず (0.9)	湧水
板室本村高区配水池(板室)	検出されず (0.7)	検出されず (0.8)	湧水

※「検出されず」とは検出限界値未満の数値。

測定機器 : ゲルマニウム半導体検出器

水道水中の放射性セシウム(Cs-134,Cs-137の合計)の基準値は1キログラムあたり10ベクレル。

セシウム134及びセシウム137それぞれについて、検出限界値1キログラムあたり1.0ベクレル以下を確保することを目
標としています。

【水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(平成24年3月5日付け健水発0305第2号)】

那須塩原市 令和6年7月4日採水分 水道水放射性物質測定結果

(単位:Bq/kg)
下段括弧書きは検出限界値

採水場所	放射性セシウム		水 源
	Cs-134	Cs-137	
鳥野目浄水場(東原)	検出されず (0.6)	検出されず (0.7)	那珂川
千本松浄水場(千本松)	検出されず (0.7)	検出されず (0.7)	那珂川
穴沢浄水場(百村)	検出されず (0.8)	検出されず (0.7)	木の俣川
要害浄水場(上塩原)	検出されず (0.8)	検出されず (0.8)	篤川系ウトウ沢
宇都野配水池(宇都野)	検出されず (0.9)	検出されず (0.9)	浅井戸
金沢下配水池(金沢)	検出されず (0.8)	検出されず (0.9)	湧水
関谷配水池(関谷)	検出されず (0.7)	検出されず (0.9)	湧水
新湯配水池(湯本塩原)	検出されず (0.6)	検出されず (0.7)	湧水
中山配水場(上塩原)	検出されず (0.7)	検出されず (0.8)	湧水
板室本村高区配水池(板室)	検出されず (0.8)	検出されず (1.0)	湧水

※「検出されず」とは検出限界値未満の数値。

測定機器 : ゲルマニウム半導体検出器

水道水中の放射性セシウム(Cs-134,Cs-137の合計)の基準値は1キログラムあたり10ベクレル。

セシウム134及びセシウム137それぞれについて、検出限界値1キログラムあたり1.0ベクレル以下を確保することを目
標としています。

【水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(平成24年3月5日付け健水発0305第2号)】

那須塩原市 令和6年10月3日採水分 水道水放射性物質測定結果

(単位:Bq/kg)
下段括弧書きは検出限界値

採水場所	放射性セシウム		水 源
	Cs-134	Cs-137	
鳥野目浄水場(東原)	検出されず (0.7)	検出されず (0.8)	那珂川
千本松浄水場(千本松)	検出されず (0.7)	検出されず (0.8)	那珂川
穴沢浄水場(百村)	検出されず (0.7)	検出されず (0.7)	木の俣川
要害浄水場(上塩原)	検出されず (0.8)	検出されず (0.6)	篤川系ウトウ沢
宇都野配水池(宇都野)	検出されず (0.7)	検出されず (0.9)	浅井戸
金沢下配水池(金沢)	検出されず (0.8)	検出されず (0.7)	湧水
関谷配水池(関谷)	検出されず (1.0)	検出されず (0.9)	湧水
新湯配水池(湯本塩原)	検出されず (0.8)	検出されず (0.8)	湧水
中山配水場(上塩原)	検出されず (0.9)	検出されず (0.9)	湧水
板室本村高区配水池(板室)	検出されず (0.7)	検出されず (0.9)	湧水

※「検出されず」とは検出限界値未満の数値。

測定機器 : ゲルマニウム半導体検出器

水道水中の放射性セシウム(Cs-134,Cs-137の合計)の基準値は1キログラムあたり10ベクレル。

セシウム134及びセシウム137それぞれについて、検出限界値1キログラムあたり1.0ベクレル以下を確保することを目
標としています。

【水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(平成24年3月5日付け健水発0305第2号)】

那須塩原市 令和7年1月7日採水分 水道水放射性物質測定結果

(単位:Bq/kg)
下段括弧書きは検出限界値

採水場所	放射性セシウム		水 源
	Cs-134	Cs-137	
鳥野目浄水場(東原)	検出されず (0.8)	検出されず (0.7)	那珂川
千本松浄水場(千本松)	検出されず (0.8)	検出されず (0.8)	那珂川
穴沢浄水場(百村)	検出されず (0.6)	検出されず (0.8)	木の俣川
要害浄水場(上塩原)	検出されず (0.6)	検出されず (0.7)	篤川系ウトウ沢
宇都野配水池(宇都野)	検出されず (0.8)	検出されず (0.9)	浅井戸
金沢下配水池(金沢)	検出されず (0.8)	検出されず (0.7)	湧水
関谷配水池(関谷)	検出されず (0.8)	検出されず (1.0)	湧水
新湯配水池(湯本塩原)	検出されず (0.8)	検出されず (0.8)	湧水
中山配水場(上塩原)	検出されず (0.8)	検出されず (1.0)	湧水
板室本村高区配水池(板室)	検出されず (0.9)	検出されず (0.9)	湧水

※「検出されず」とは検出限界値未満の数値。

測定機器 : ゲルマニウム半導体検出器

水道水中の放射性セシウム(Cs-134,Cs-137の合計)の基準値は1キログラムあたり10ベクレル。

セシウム134及びセシウム137それぞれについて、検出限界値1キログラムあたり1.0ベクレル以下を確保することを目
標としています。

【水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(平成24年3月5日付け健水発0305第2号)】